

京都保育の魅力発信キャンペーンにおける ドキュメンタリー映像製作 仕様書

1 業務名

京都保育の魅力発信キャンペーンにおけるドキュメンタリー映像製作

2 業務目的

保育士の仕事について、その魅力ややりがいに加えて、保育は子どもの人格形成に関わる専門性の高い仕事であることを伝える動画を制作し、高校生や保育士養成校を含む大学生等に発信することで、京都の保育人材の確保につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

4 業務の内容

制作に関する業務内容は以下のとおりであるが、映像制作における重要事項は、京都保育の魅力発信キャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議のうえ、決定すること。

(1) 映像の製作

ア 企画・撮影・映像制作

- (ア) 京都の保育所・認定こども園での、実際の保育士とこどもとの関わり（保育士の日常的な声かけなど働き掛けを通じて子どもが意欲的に活動していく様子、園のイベントを保育士とこどもが作り上げる様子、こどもと関わる保育実習生の苦悩や成長 など）を撮影して得た素材を中心に使用し、動画を製作すること。
- (イ) 15秒程度のドキュメンタリー動画を3本以上（以下15秒版）、2分程度のドキュメンタリー動画を3本以上（以下2分版）製作すること。
- (エ) 15秒版、2分版のいずれも企画・編集にあたっては、保育士の仕事の魅力ややりがいに加えて、専門性の高さが伝えられるような映像にすること。
- (オ) 映像技術の活用やストーリー立て、構成などにより、学生を中心とした視聴者の心を動かせるようなドキュメンタリーを製作すること。

- (カ) 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きは、受託者において行うこと。ただし、撮影場所となる保育所及び認定こども園については、京都に所在する2以上の施設とし、その選定にあたっては実行委員会の調整を経ること。
- (キ) 映像制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。ただし、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。
- (ク) BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用など、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続等を受託者において行うこと。
- (ケ) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては受託者において行うこと。
- (コ) それぞれの動画について、受託者における動画確認を2回以上行うこと。

イ 成果物

- (ア) 再生用
DVD1000枚（NTSC形式）
- (イ) ウェブアップロード用
モバイル等での使用を想定した軽量化した映像データ、テキストデータ等、その他作品に使用した全データを納めたDVD10枚
- (ウ) 非圧縮の映像マスターデータ一式（HDD等）

ウ 成果物の納品

- (ア) 納期 令和元年12月中旬
- (イ) 納品場所 京都保育の魅力発信キャンペーン実行委員会事務局
(京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室 保育・子育て支援担当)
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 2号館2階

(3) 事業の運営方法

実行委員会の構成メンバーによる打合せ会議を複数回開催するなどにより、動画の内容や広報の方法について、実行委員会の意見を反映した上で、実施すること。

(4) 事業実績報告

事業終了後、実績報告として、委託業務の内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙（A4版）及び、電子媒体で提出すること。

(5) 留意事項

- ア 成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ウ 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- エ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- オ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。
- カ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。